

香川県最低賃金

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

時間額

970円

前年比
52円
UP

令和6年10月2日から



最低賃金制度
のマスコット
チェックマン

香川県最低賃金の概要

適用を受ける労働者の範囲	香川県の区域内の事業場で働くすべての労働者
最低賃金額	時間額 970円
最低賃金において算入しないことを定める賃金	① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など） ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など） ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など） ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など） ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など） ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
効力発生效年月日	令和6年10月2日

※ 最低賃金の適用を受ける使用者は、最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければなりません



最低賃金に関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
香川労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



香川労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

香川労働局 労働基準部賃金室 (087)811-8919
労働基準監督署

高松 (087)811-8946

丸亀 (0877)22-6244

坂出 (0877)46-3196

観音寺 (0875)25-2138

東かがわ (0879)25-3137



香川労働局・労働基準監督署